

# 町立学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

斜里町教育委員会

令和3年 9月16日 第1版

令和4年 4月13日 第2版

令和4年 6月 1日 第3版

道教委は令和4年4月から、児童生徒の新型コロナウイルス感染症罹患に伴う臨時休業の条件を変更しました。以前は、学級内に陽性者が1人発生した場合でも学級閉鎖としていましたが、児童生徒のリストアップが可能であれば個別の出席停止の対応とし、学級閉鎖を実施しないこととしました。町立学校においても、道教委の通知に基づき、令和4年度の新学期より、本ガイドラインのとおり対応します。

## 1. 家庭への協力依頼について

学校は、全ての家庭に対し、児童生徒等がPCR検査又は抗原検査を受けることとなった場合、学校に連絡をするよう協力を依頼します。

なお、「検査」とは、医師や保健所の指示による行政検査のことを指しており、民間の検査や保険適用外の検査は含みません。

また、児童生徒が陽性となった場合は、校外活動で接触のあった友人等のご家庭に連絡をするようお願いしてください。

## 2. 学校で感染者が確認された場合の対応について

学校衛生管理マニュアルにおいては、学校において児童生徒等や教職員の感染が判明した場合について、保健所による感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する事などを示していますが、濃厚接触者の特定等の取扱いによっては、保健所による濃厚接触者の特定等が実施されません。

ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策の必要性が認められる場合には、地域の実情に応じ、保健所等と連携を図ります。

学校で感染者と接触があったことのみを理由として、児童生徒や教職員に対して登校や出勤を制限する必要はありません。

学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触)があった児童生徒等や教職員は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)は高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触や、そうした方々が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等、感染リスクの高い行動を控えるように指導してください。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促してください。

※ オミクロン株が主流の間は、中学校で感染者が発生した場合については、保健所による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められません。

- ※ 小学校、義務教育学校で感染者が発生した場合については、小学校において講じられる基本的な感染防止対策の実施の差異に応じて、積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定が行われる場合があります。
- ※ 感染者数が低水準である等、保健所による対応が可能な場合は、引き続き幅広く積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定を行う場合があります。

保健所により濃厚接触者として特定された者の出席停止の期間については、濃厚接触者として待機を求められている期間とします。

このほか、学校で感染者と接触(感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、感染者と最後に接触した日の翌日から7日間(8日目解除)出席停止等の措置をとります。

### 3. 接触者のリストアップについて

学校で感染者が発生した場合、以下の手順に沿ってリストアップを行ってください。

- ① 感染者から聞き取りで発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認してください。
- ② 調査対象期間(発症日2日前～最終登校日)と、その間の登校日を確認してください。
- ③ 感染者と関係者のマスクの着用の場面に応じて、接触者のリストアップを実施してください。

#### 感染者がマスクをしていなかった場合

- I. 感染者と同じクラスのマスクをしていない児童生徒、教職員
- II. 感染者と同じテーブルで食事をした児童生徒、教職員
- III. 感染者と特別仲の良いマスクをしていない児童生徒
- IV. 感染者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童生徒、教職員  
(狭い部屋で部活動を実施した など)
- V. その他(上記以外で感染者と密に接触があった児童生徒、教職員)

#### 感染者がマスクをしていた場合

- I. 感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童生徒、教職員
- II. 感染者と同じテーブルで食事をした児童生徒、教職員
- III. その他(上記以外で感染者と密に接触があった児童生徒、教職員)

- ※ 両者がマスクを着用していても、感染症対策によっては、感染リスクがあることに留意してください。

- ※ 鼻マスクや、マスクをアゴにずらしている状態は、「マスクなし」と判断します。
- ※ 令和4年5月26日付け北海道教育庁学校教育局健康・体育課長通知(教健体第242号)  
「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について(通知)」を踏まえ、マスクを着用していない場面では、感染者と関係者の状況に応じてリストアップを行います。

学校はリストアップされた児童生徒、教職員に対して、感染の可能性があるので、当該者を出席停止とし、外出自粛や(7日間(8日目解除))や健康観察の協力を依頼してください。

#### 4. 臨時休業の判断について

学校が感染者からの聞き取りによる発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認の上、感染者の発症日の2日前以降の児童生徒の状況に応じて、臨時休業の範囲及び期間を町教委が判断します。

##### <臨時休業の範囲や条件>

これまでは、感染者が判明した場合、学級閉鎖等の臨時休業を行ってきましたが、前項に記載のリストアップの基準により、可能な限り接触者のリストアップを行い、リストアップできた場合は、個別の出席停止の対応をとることにより、学級内での感染拡大防止を図り、学級閉鎖を行わないなど、学びの保障に努めます。

##### 【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当する場合、学級閉鎖を実施します。

- ① 感染者が1名発生し、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ② 同一の学級において、複数の感染者が発生した場合
- ③ その他、学校医の助言を踏まえ、町教委が必要と判断した場合

##### 【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

##### 【学校閉鎖】

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

**【臨時休業の期間等】**

学校内および地域の感染状況等を踏まえ、感染者との最終接触日の翌日から5日間程度(土日祝日を含む。)を目安に町教委が判断します。その際、必要に応じて学校医の助言等を受けることとします。

**【臨時休業期間中の学校の対応】**

臨時休業期間中は、「Chromebook」を用いたオンライン学習等を、適宜実施します。

臨時休業期間中は、毎日、児童生徒の健康観察結果を把握し、症状が出た場合には、受診状況や検査状況もあわせて把握します。